

資料 No.1-2

<一般社団法人日本地域医療学会 設立記念集会>

—令和4年6月24日(金) / —14:15~14:40

情勢報告

日本地域医療学会 専門医制度について

一般社団法人日本地域医療学会理事

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会副会長

大原 昌樹 氏

日本地域医療学会と 地域総合診療専門医



日本地域医療学会 専門医制度委員会

日本地域医療学会理事長 小野 剛
専門医制度委員会委員長 大原 昌樹

日本地域医療学会・各委員会

- 2021年9月1日 日本地域医療学会設立 (登記)
- 2021年12月7日 ホームページ開設
- 2022年1月11日 **入会申込受付開始** (ホームページ)
- 2022年2月4日 **第1回専門医制度委員会**
- 2022年3月1日 理事会
- 2022年3月7日 第1回広報委員会
- 2022年3月15日 第1回学術研修委員会
- 2022年4月1日 **第2回専門医制度委員会**
- 2022年4月4日 日本専門医機構サブスペシャリティ協議会整備基準提出
- 2022年4月8日 **第3回専門医制度委員会**
- 2022年4月21日 臨時理事会
- 2022年5月11日 **第4回専門医制度委員会**
- 2022年5月16日 第2回広報委員会
- 2022年5月31日 理事会
- 2022年6月24日(金) 14～18時 設立記念集会(定時総会)**
- 2022年12月2日(金) 3日(土) 第1回学術集会**

日本地域医療学会

(Japanese Association of Community Healthcare: JACH)

2021年9月「**地域医療を守る病院協議会**」に加盟する医療系団体
を中心に設立登記



一般社団法人日本地域医療学会 執行役員

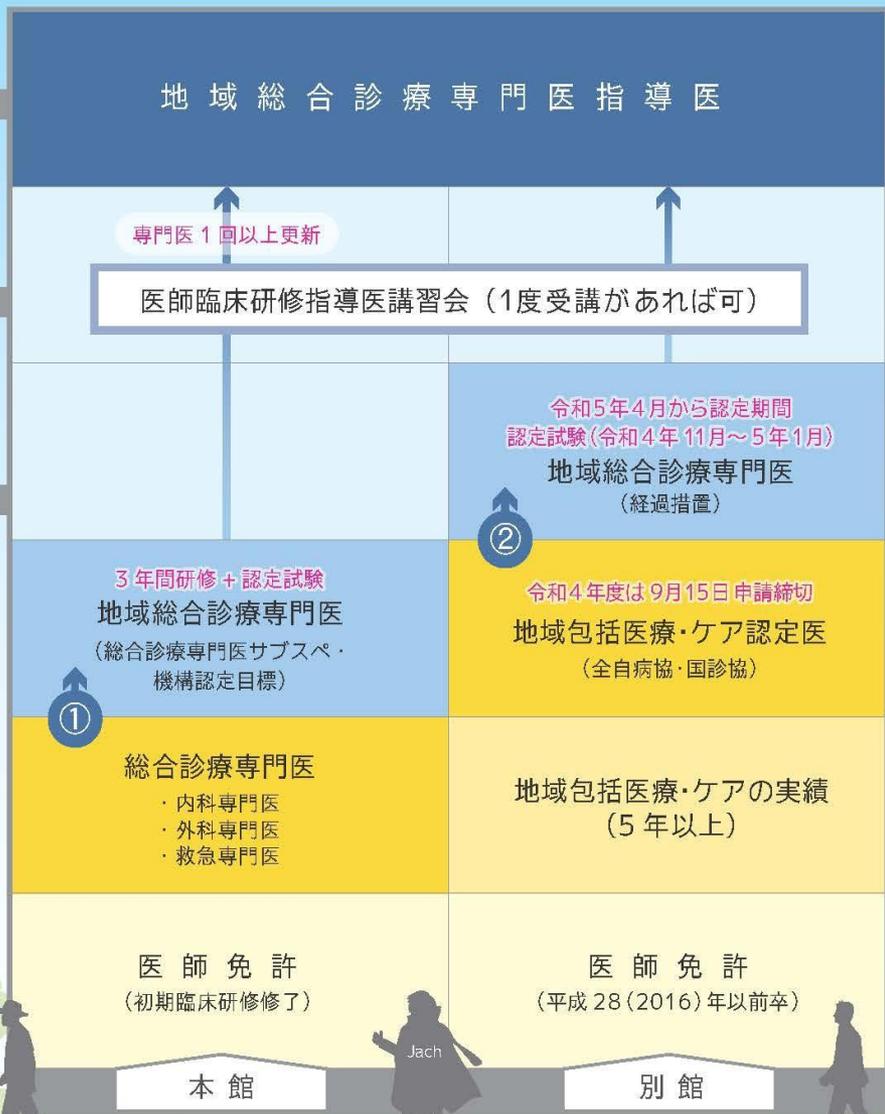
- 理事長 小野 剛(全国国民健康保険診療施設協議会会長)
- 副理事長 小熊 豊(全国自治体病院協議会会長)
- 副理事長 仲井培雄(地域包括ケア病棟協会会長)
- 副理事長 中島豊爾(日本公的病院精神科協会会長)
- 副理事長 金丸吉昌(全国国民健康保険診療施設協議会副会長)
- 副理事長 矢野 諭(日本慢性期医療協会副会長)
- アドバイザー 武久洋三(日本慢性期医療協会会長)

専門医制度委員会:担当金丸副理事長

委員長:大原 委員:学会理事(6団体役員)



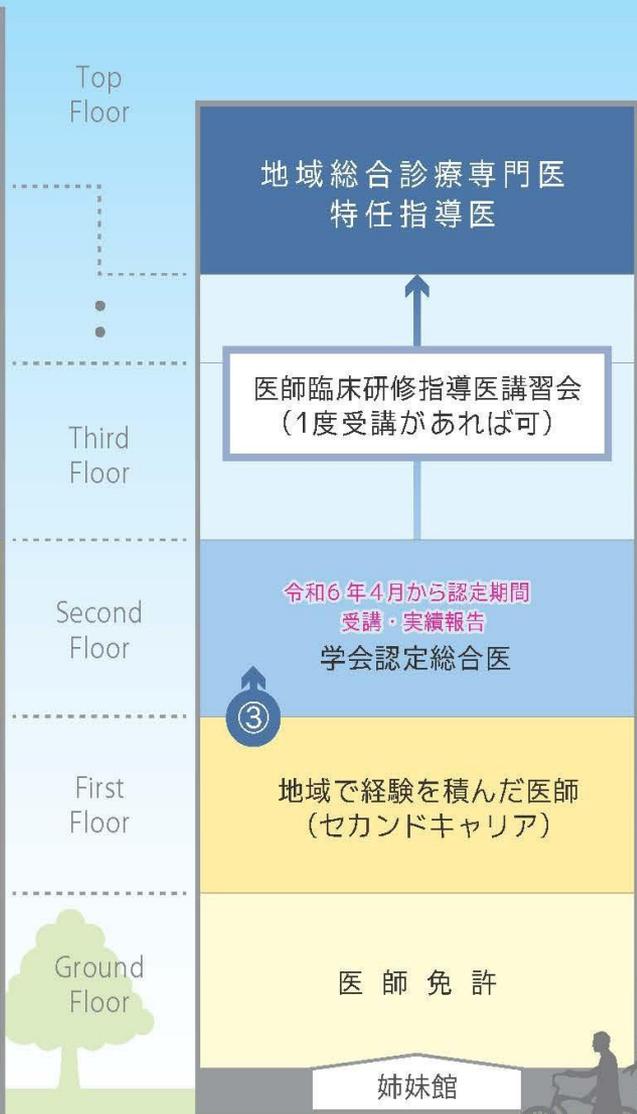
日本地域医療学会専門医制度



令和 5 年 4 月 研修開始

令和 4 年度開始 (3 年間経過措置)

①(本館) 指導医資格取得



令和 5 年度 申請受付開始



① 地域総合診療専門医

- 原則3年間のプログラム
 - 24カ月以上 地域包括医療・ケアを実践している医療機関
 - 12カ月以上 へき地・過疎地域、医療資源の乏しい地域、または回復期・慢性期を主体とする医療機関
- プログラム終了後、専門医試験

② 地域総合診療専門医（経過措置）

- 地域包括医療・ケア認定医（国診協・全自病協が認定）
- 専門医試験
 - テキストを読み問題に回答
 - 第三者による専門医試験委員会設置

③ 学会認定総合医

- 日本地域医療学会の会員
- 3年以上の地域医療、総合診療、回復期・慢性期医療等の経験
- 指定する学会、研修会等への参加によるポイント（50P以上）
- 実績報告（レポート）を委員会で審査

日本地域医療学会入会・専門研修プログラム基幹施設申請を是非お願いします

地域総合診療専門医専門研修プログラム

- 研修プログラム募集開始
ホームページに「専門研修プログラム申請要領掲載
学会会員、六病協会会員へ周知
- 地域総合診療専門医「専門研修プログラム」申請要領
別添1 「専門研修プログラム施設」申請書(Excel)
別添2 専門研修プログラム整備基準
別添3 専門研修プログラム概要図
別添4 全自病協・国診協「地域包括医療・ケア認定医」制度
別添5 専門研修プログラム Q&A集
- 申請書提出締切：令和4年8月31日
* 二次募集を行いますが「専攻医募集要項」への掲載が遅れます

地域総合診療専門医専門研修プログラム

- ・ 研修期間 3年間
- ・ 基幹施設 以下のいずれかを満たす医療機関
 1. 総合診療、一般内科診療、回復期・慢性期医療など複数の機能を果たし、地域包括医療・ケアを実践している医療機関
 2. 上記1に該当する病院を支援する関係にあるべき地医療拠点病院ないし地域医療支援病院、およびこれに準ずる病院
 3. 上記1に該当する病院と人的交流関係のある大学の医療系学部・学科ないし附属病院

*いずれの場合も1. の施設で24カ月以上

専門研修プログラム

・基幹施設

1. 総合診療、一般内科診療、回復期・慢性期医療など複数の機能を果たし、地域包括医療・ケアを実践している医療機関

整備基準p7～8または申請書参照

〈大分類-1〉および〈大分類-2〉の要件のいずれにも該当

〈大分類-1〉 全人的医療を行っていること

〈大分類-2〉 地域包括医療・ケアを実践していること

- ・ 在宅医療・ケアサービス
- ・ 保健事業
- ・ 機能連携
- ・ 介護保険事業
- ・ 保健医療福祉統合

専門研修プログラム

研修期間

- 基幹施設での研修期間は定めないが、
 1. 地域医療・ケアを実践している医療機関において
24ヵ月以上
- へき地・過疎地域、離島、医療資源の乏しい地域、
または、回復期・慢性期を主体とする医療機関 12ヵ月以上
 1. の医療機関が該当すれば重複可
当該研修機関は、基本領域の総合診療専門医整備基準を準用し、本学会専門医制度委員会で判断する

専門研修プログラム

- 基幹施設 指導医1名以上(必須)
 - * 今年度から指導医養成するため3年間(令和6年度末)の猶予期間を設ける
 - ただし、専攻医が登録されたプログラムについては、可及的速やかに取得すること
- 基幹施設以外での研修施設
 - 指導医1名以上が原則
 - ただし、へき地・過疎地域、離島、医療資源の乏しい地域や保健所・行政・介護施設等指導医が確保できない場合、研修の質を落とさないため、基幹施設指導医が週1回の直接対面または遠隔テレビ会議等による振り返りと3ヶ月に1回の研修先訪問を必須とする

全自病協・国診協 地域包括医療・ケア認定医

- ・ 地域総合診療専門医(経過措置)の基礎資格を
全自病協・国診協地域包括医療・ケア認定医のみとした理由
 - 認定医として十数年の歴史
 - 基本領域「総合診療専門医」において特任指導医資格として
日本専門医機構にすでに認められているため
今後、機構認定サブスペシャリティ領域を目指すため一本化
- ・ 「地域包括医療・ケア認定医」申請
 - 別添4 全自病協・国診協「地域包括医療・ケア認定医」制度
 - 別添5 専門研修プログラム Q&A集 参照
 - 民間医療機関所属医師認定実績あり

地域総合診療専門医(経過措置)認定試験

- 全自病協・国診協「地域包括医療・ケア認定医」資格取得後
専門医試験を受け、合格することが専門医の条件です
- 学会が指定する地域医療に関する本を読み試験問題に解答する
第三者による「試験問題作成委員会」設置準備中
令和4年11月～令和5年1月頃実施予定
- ①専門研修プログラム申請書において指導医候補に登録
②全自病協・国診協「地域包括医療・ケア認定医」資格取得
③専門医試験受験合格 → 専門医(経過措置)登録(令和5年4月)
④医師臨床研修指導医講習会受講歴
→ 指導医登録(令和5年4月)

地域総合診療専門医(経過措置)認定試験

○ 「地域包括医療・ケア認定医」資格をお持ちの方

専門研修プログラム申請

指導医候補に氏名、メールアドレスなど記載

10月下旬頃に試験についてご案内します

○ 「地域包括医療・ケア認定医」資格をお持ちでない方

専門研修プログラム申請 指導医候補に記載

地域包括医療・ケア認定医申請を9月15日までに行ってください。

所属施設が認定施設でない場合 特例で認定医取得可能

* 全自病協・国診協会員施設は施設認定を受けることが望ましい

日本地域医療学会入会もお願いいたします

会費(年額) 医師7,000円 医師以外5,000円 学生100円

賛助会員 A 団体: 1口100,000円

B 施設(病院、診療所等): 10,000円

C 個人: 3,000円 民間(企業等): 100,000円

セカンドキャリア専門医

- 他の専門領域で実績を積まれた医師が地域医療に従事する場合、地域総合診療専門医の3年間のプログラム研修制度には馴染まないため、**セカンドキャリア**として、地域総合診療専門医と別に専門医を創設する
- 地域医療の現場で仕事をする上で本資格を持つことにより、**誇りを持って働く**ことができる認定制度とする。
- 日本専門医機構サブスペシャリティ専門医ではないため、**学会独自で制度設計可能**
- 正式名称 「**日本地域医療学会認定総合医**」
略称 「**地域認定総合医**」

日本地域医療学会認定総合医

専門医制度委員会案

- ・日本地域医療学会会員であること
- ・研修期間：地域医療、総合診療、回復期・慢性期医療等の経験が3年以上あること
- ・研修施設 定めない(上記経験が得られる施設)
- ・認定期間 5年間
- ・学会・研修会受講要件
 - 学会の定める研修会・学会等に参加していること
- ・実績報告：専門医制度委員会で審査し理事会承認
 - ①研修期間において、**地域における活動**(保健活動、行政との連携、在宅医療介護連携、認知症、へき地医療・支援など)や**多職種多機関連携**が有効であった症例などに考察を加え、800～1200字にまとめてください。
 - ②今後の方向性・抱負について400字程度で述べてください

日本地域医療学会認定総合医

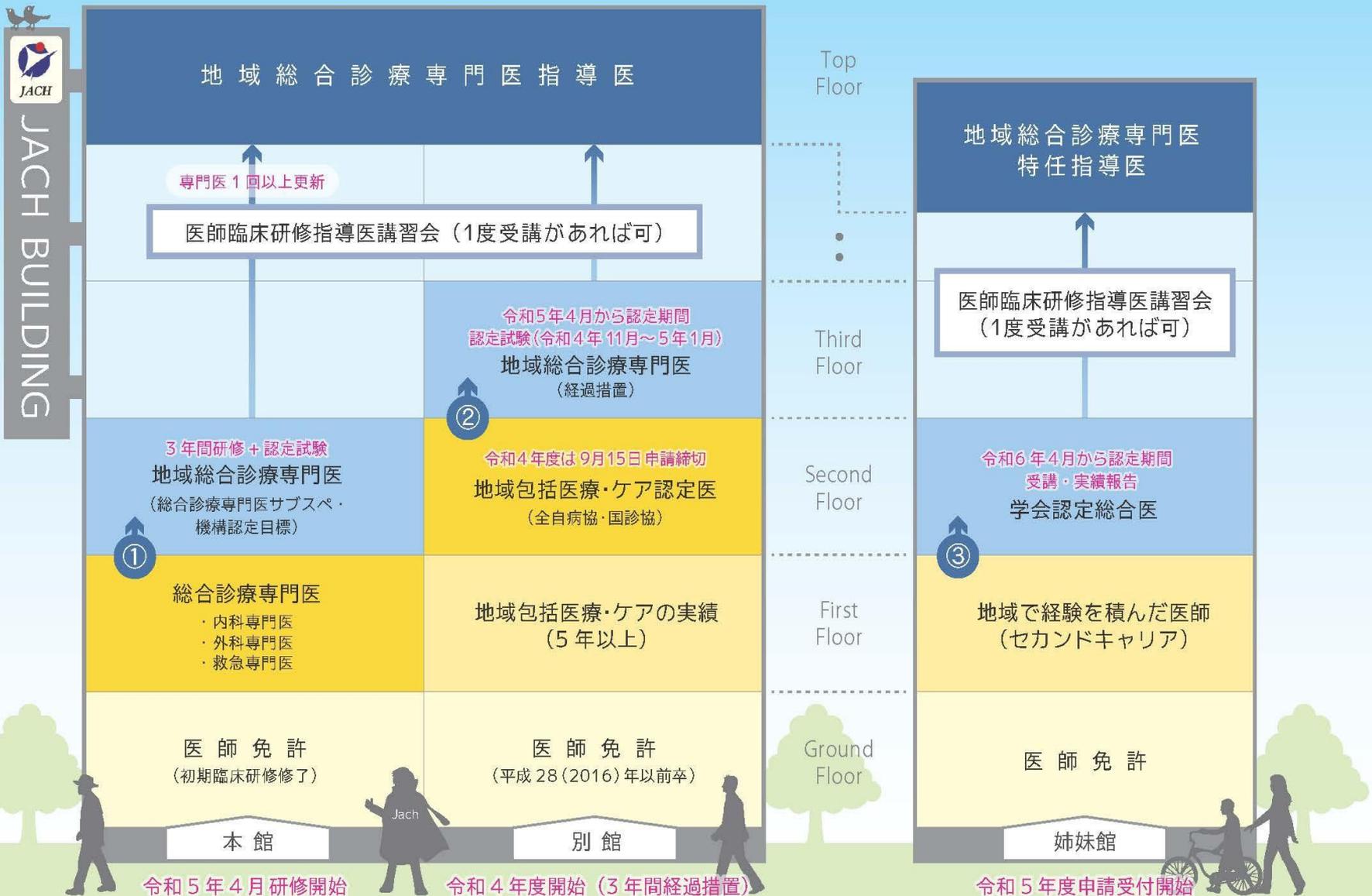
学会・研修会(案) ポイント数は仮 合計50ポイント以上

- ・日本地域医療学会学術集会 10P(1回は必須)
- ・日本地域医療学会主催研修会 5p/1日
- ・総合診療医講座(日慢協) 30P(全修了者)
- ・医師のための総合リハビリテーション講座(日慢協)10P
- ・医師のための排尿機能回復に向けた治療とケア講座
(日慢協)5P
- ・日医かかりつけ医機能研修(日本医師会)5P
- ・自治体病院リーダー養成塾(全自病協)10P
- ・国診協地域包括医療・ケア研修会(国診協)10P
- ・各団体全国学会・集会 10P
日本農村医学会 日本慢性期医療学会
日本地域包括ケア病棟研究大会
全国自治体病院学会 全国国保地域医療学会 など
- ・その他学会が認める研修会・学会

地域総合診療専門医

- 専門医像 「ひとと地域をまるごと診る医師」
地域は、総合診療を学ぶ上で最高の環境
医療資源は少なくとも地域の資源をいかにうまく使うか
「現場重視、現場第一の専門医」
- 専門研修 目標 専門知識 専門技能
経験すべき診察・検査
経験すべき手術・処置
地域医療の経験 など
→実践的なものはプログラム内施設で研修可能
学術的分野は、学術集会、学会・各団体研修会で
整備基準に沿った研修を企画
専攻医・指導医Web聴講可能
- 日本専門医機構サブスペシャリティ領域連絡協議会
機構認定を目指す
地域総合診療専門医の特色 関係団体との協力

日本地域医療学会専門医制度



日本地域医療学会入会・専門研修プログラム基幹施設申請を是非お願いします